

～ 特別養護老人ホーム いすず苑 利用料金表 ～

1か月あたり (30日)

※基本料金+加算料金+居住費+食費

円単位

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	2割負担	3割負担
要介護 1	61,096	63,796	86,296	107,596	140,176	165,871	191,567
要介護 2	63,490	66,190	88,690	109,990	142,570	170,659	198,749
要介護 3	66,055	68,755	91,255	112,555	145,135	175,789	206,444
要介護 4	68,483	71,183	93,683	114,983	147,563	180,646	213,728
要介護 5	70,843	73,543	96,043	117,343	149,923	185,365	220,808

(基本料金)

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
670	740	815	886	955

(加算料金)

日常生活継続支援加算Ⅱ	重度の利用者の日常生活を支援できる体制に算定	46/日
看護体制加算Ⅰ	常勤の正看護師を1人以上配置している体制に算定	4/日
看護体制加算Ⅱ	常勤換算で利用者25人に対し1人以上の看護師を配置している体制に算定	8/日
夜勤職員配置加算ⅠⅤ(口)	夜勤帯に最低基準+1の介護職を配置し、尚且つ登録喀痰吸引等事業者として喀痰吸引等の実施ができる体制に算定	21/日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者ごとの、心身状態等に係る基本的な情報収集を行い、科学的根拠に基づいて、介護サービスの質の向上を図るための体制に算定	50/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している体制に算定	10/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携体制を構築し、適切に対応する体制に算定	10/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善を行うための算定	1か月の所定単位数 (基本料金+加算料金)×14%

(居住費+食費)

	居住費	食費
第1段階	880	300
第2段階	880	390
第3段階①	1,370	650
第3段階②	1,370	1,360
第4段階	2,066	1,750

令和6年8月1日改正